

	石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令 新旧対照条文	
○	石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第九十二号） 1
○	石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第二百二十九号）（附則第三項関係） 3

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○ 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第九十二号）（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1・2 (略)</p> <p>3 別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示は、平成三十一年四月一日における行政区画その他の区域、埋立地の区域、海岸線、河川又は道路若しくは鉄道その他の施設によりされるものとする。</p> <p>別表 一〇十二 (略) 十三 いわき地区 福島県いわき市の区域のうち次の区域 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) 岩間町竹ノ花、川田、岩下、仁反田、塚原、小簗、沼田、天神後、割餘及び天神前並びに佐糠町大島の区域のうち主務大臣の定める区域</p> <p>(4) (略)</p> <p>十四〇五十三 (略) 五十四 周南地区 山口県周南市の区域のうち次の区域</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示は、平成三十年四月一日における行政区画その他の区域、埋立地の区域、海岸線、河川又は道路若しくは鉄道その他の施設によりされるものとする。</p> <p>別表 一〇十二 (略) 十三 いわき地区 福島県いわき市の区域のうち次の区域 (1) 小名浜字高山、字宮下、字林ノ根、字林ノ上、字林ノ下、字鳥居下、字辰巳町、字渚、字吹松及び字芳浜の区域のうち主務大臣の定める区域 (2) 泉町下川字田宿、字前ノ原、字井戸内及び字大剣並びに泉町滝尻字高海島の区域のうち主務大臣の定める区域 (3) 岩間町 川田、仁反田、天神後、塚原、割餘及び天神前並びに佐糠町大島の区域のうち主務大臣の定める区域 (4) 錦町徳力、落合、堰下、曲田、四反田、沼ノ川、江栗七反田、江栗大町及び柳町並びに勿来町大高館下、大高大高下、大高京田、四沢塚田、四沢谷地、四沢長町及び窪田十條の区域のうち主務大臣の定める区域</p> <p>十四〇五十三 (略) 五十四 周南地区 山口県周南市の区域のうち次の区域</p>

(1)・(2) (略)

(3) 渚町、野村南町及び開成町の区域 古市一丁目及び臨海町
の区域のうち主務大臣の定める区域

(4) (略)
五十五〜六十五 (略)
六十六〜六十八 (略)
(削る)

六十九〜七十五 (略)

(1) 大字大島字赤崎、字打上、字花の脇、字西花の脇、字中花の脇、字東花の脇、字石田、字小浦、字小郷地、字俵石、字水尻、字大須田及び字船隠並びに大字栗屋字大浦、字羽釜段、字大浦本浴新開及び字大浦内小浜新田の区域のうち主務大臣の定める区域

(2) 由加町、宮前町、新宮町、那智町及び御影町の区域 晴海町及び徳山港町の区域のうち主務大臣の定める区域

(3) 渚町、野村南町及び開成町の区域 古市一丁目
の区域のうち主務大臣の定める区域

(4) 福川南町の区域のうち主務大臣の定める区域
五十五〜六十五 (略)
六十六〜六十七 (略)
六十八 相浦地区

長崎県佐世保市光町の区域のうち主務大臣の定める区域
六十九〜七十五 (略)

○ 石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第二百二十九号）（附則第三項関係）（傍線の部分は改正部分）

改正案								現行							
別表第三（第二十二条関係）								別表第三（第二十二条関係）							
第七地区	第六地区	第五地区	第四地区	第三地区	第二地区	第一地区	区分	第七地区	第六地区	第五地区	第四地区	第三地区	第二地区	第一地区	区分
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	区域	区域令別表第三十二号及び第三十五号から第三十七号までに掲げる地区の区域	区域令別表第二十一号、第二十四号、第二十六号及び第三十号に掲げる地区の区域	区域令別表第十九号、第二十号及び第三十一号に掲げる地区の区域	区域令別表第十五号及び第十六号に掲げる地区の区域	区域令別表第十二号から第十四号までに掲げる地区の区域	区域令別表第四号の三、第六号及び第八号から第十号までに掲げる地区の区域	石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第九十二号。以下この表において「区域令」という。）別表第二号、第三号及び第四号の二に掲げる地区の区域	区域

第十二地区	第十一地区	第十地区	第九地区	第八地区
(略)	(略)	区域令別表第五十号から第五十五号まで、第六十四号及び第七十一号に掲げる地区の区域	(略)	(略)

第十二地区	第十一地区	第十地区	第九地区	第八地区
区域令別表第七十三号及び第七十五号に掲げる地区の区域	区域令別表第七十一号の二、第七十二号及び第七十二号の二に掲げる地区の区域	区域令別表第五十号から第五十五号まで、第六十四号、第六十八号及び第七十一号に掲げる地区の区域	区域令別表第四十三号から第四十四号の二まで、第四十八号、第五十八号、第五十九号及び第六十一号から第六十三号までに掲げる地区の区域	区域令別表第三十九号、第四十一号及び第四十六号から第四十七号の二までに掲げる地区の区域